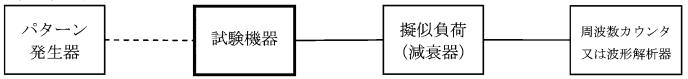
⑶　常温又は常湿の範囲を超える場合であっても、３⑴から⑶までに示す温度又は湿度に該当しないときは、温湿度試験を省略することができる。

四　周波数の偏差

１　測定系統図



２　測定器の条件

⑴　周波数カウンタによりバースト波を測定する場合は、周波数カウンタのパルス計測機能を使用して、ゲート開放時間はバースト内の規定の変調又は無変調の区間全体を測ることができる値に設定する。

⑵　周波数分解能は、設備規則別表第一号に規定する許容偏差の１／10以下とする。

⑶　減衰器の減衰量は、周波数カウンタ又は波形解析器に最適動作入力レベルを与える値とする。

３　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定して、送信する。

⑵　強制送信制御又は全時間にわたる連続送信モードとする。

⑶　周波数カウンタで測定する場合は、次のいずれかの変調状態とする。

ア　無変調

イ　全時間（バースト波の場合はバースト内の全時間）にわたりπ／４シフトＱＰＳＫにおいて標準符号化試験信号又は“00”符号により変調

ウ　バースト区間のうち、情報チャネル区間をπ／４シフトＱＰＳＫにおいて標準符号化試験信号又は“00”符号により変調

４　測定操作手順

周波数カウンタによりバースト波を測定する場合は、100 以上のバースト波について測定し、その平均化処理を行い測定値とする。

５　試験結果の記載方法

⑴　測定値を MHz 又は GHz 単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を百万分率の単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

⑵　π／４シフトＱＰＳＫにおいて“00”符号による変調波を測定した場合は、変調符号による周波数オフセット値（24kHz）を差し引いて結果を記載する。

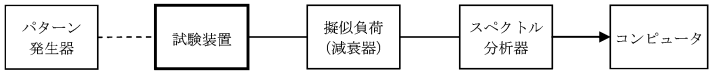
６　その他

⑴　周波数カウンタで測定する場合は、バースト区間のうち、プリアンブル、ユニークワード等には運用状態の変調とし、それ以外の情報チャネルは標準符号化試験信号等による変調又は無変調とし、バースト区間のある部分を特定して測定しオフセット分を計算して測定することができる。

⑵　１チャネルで二の通信を同時に行うことができる無線設備の場合は、１チャネルで一の通信を行う状態に設定できる機能がある場合においては、１チャネルで一の通信を行う状態に設定した測定で代えることができる。

五　占有周波数帯幅

１　測定系統図



２　測定器の設定等

⑴　スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	設備規則別表第二号に規定する許容値の２倍から 3.5 倍まで
分解能帯域幅	設備規則別表第二号に規定する許容値の１％以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音レベルより 50dB 以上高いレベル
データ点数	400 点以上
掃引時間	１サンプル当たり１バーストが入ること
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑵　スペクトル分析器を用いて得られた測定値は、外部又は内部のコンピュータによって処理する。

３　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、強制送信制御の動作モードで変調信号の送信速度（bps）と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調して送信する。

⑵　複数の変調方式及び送信速度を有するものは、それぞれの変調方式と送信速度ごとに測定する。

⑶　複数のスロットを連結するものは、１スロット送信に固定する。

４　測定操作手順

⑴　掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

⑵　全データの dB 値を電力次元の真数に変換する。

⑶　全データの電力総和を算出し、「全電力」値とする。

⑷　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の 0.5%となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「下限周波数」とする。

⑸　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の 0.5%となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「上限周波数」とする。

５　試験結果の記載方法

占有周波数帯幅は、「上限周波数」及び「下限周波数」の差として算出し、kHz 単位で記載する。

６　その他

１チャネルで二の通信を同時に行う場合の測定は、バースト内平均電力が１チャネルで一の通信を行う場合と変わらない場合は省略することができる。

六　スプリアス発射又は不要発射の強度

１　測定系統図

